

事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（仮称）（案）【タタキ台】

平成 29 年 3 月 27 日

第二種金融商品取引業協会

（目的）

第 1 条 この規則は、正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等において、正会員による事業者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、適正な業務の運営及び投資者の保護を図り、金融仲介機能の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

1 事業型ファンド

金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利のうち、出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（金融商品取引法施行令第 2 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する出資を除く。）以外のものをいう。

- 事業型ファンドは、基本的に有価証券・デリバティブ取引に対する投資が運用財産の 50%以下のファンドをいう。
- () は商品ファンド及び競走馬ファンドをいい、第 3 条により、これらのファンドは適用除外とする。
- 信託受益権（金商法第 2 条第 2 項第 1 号又は第 2 号）は、①信託銀行等による引受審査が実施されること、②委託者自ら

2 出資対象事業

金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産を充てて行われる事業をいう。

3 事業者

商法第535条に規定する匿名組合契約の営業者、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約の無限責任組合員、民法第667条第1項に規定する組合契約の業務執行組合員その他の金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に関する出資対象事業の主体となる者をいう。

4 運営者

事業者からの委託その他の法律行為（以下「委託等」という。）に基づき出資対象事業の全部又は主要な業務を実施する者（金銭の貸付けを出資対象事業とする事業型ファンドにおいて、貸付先が貸金業法施行令第1条の2第6号イ又はロに掲げる会社等であるときは、その者を含む。）をいう。

が受託者となる自己信託（信託法第3条第3号）では、受益権を50名以上の者に取得させる場合、発行者に登録が必要となる（信託業法第50条の2。違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金）ことから、本規則の対象とはしないことかどうか。

○ 平成29年2月9日理事会決議「事業型ファンドの信頼性確保に向けた取組み」では、匿名組合出資をモデルに「ファンドの発行体＝営業者」としていたが、金商法の規定と合わせて、本規則では「事業者」とする。

○ 理事会決議では、「ファンドの事業を実際に行う者＝事業者」としていたが、本規則では「運営者」とする。

○ 貸付型ファンドには、事業者がグループ会社に貸付け、当該会社が、実質的に出資対象事業を行うケースがある。そのため、（ ）により、グループ会社は、運営者として、本規則の対象としてはどうか。

5 私募の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

- 1 私募又は募集（金商法第2条第8項第7号に規定する私募又は募集をいう。以下同じ。）
 - 2 私募又は募集の取扱い（金商法第2条第8項第9号に規定する私募又は募集の取扱いをいい、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第3項に定める電子申込型電子募集取扱業務等を除く。以下同じ。）
 - 3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第5号の行為により取得した事業型ファンドの売付け
 - 4 その他この規則の適用を免れる行為
- ## 6 私募又は募集の取扱委託契約
- 正会員が事業者の委託を受けて行う私募又は募集の取扱いに関する契約をいう。
- ## 7 出資契約
- 金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に出資する顧客と事業者との間で締結される当該権利に関する契約をいう。

（適用除外）

第3条 この規則は、別表1に定める事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。

○ 2号（ ）により、クラウドファンディングによる私募の取扱い等は適用除外とする。

○ 3号は、リースファンドが対象となる。

(契約の締結等)

第4条 正会員は、次の各号の行為を行うに当たっては、あらかじめ、事業者との間で、当該各号に定める契約を締結しなければならない。

1 事業型ファンドの私募又は募集の取扱い

私募又は募集の取扱委託契約

2 事業型ファンドの売買

事業型ファンドの出資契約

2 正会員は、前項各号の契約において、次の各号に掲げる事項が規定されていないならば、私募の取扱い等を行ってはならない。

1 正会員による次条に定める審査の実施

2 事業者による顧客(別表1の2に掲げる者(以下「対象除外顧客」という。)を除く。)及び正会員に対する別表2に定める事項を記載した報告書(以下「ファンド報告書」という。)の年1回以上の交付(インターネットの利用その他の適切な方法を含む。第7条及び第8条において同じ。)

3 正会員による次条に定める審査及び第7条に定めるモニタリングに対する情報提供の協力義務

4 事業者と運営者との委託(再委託及び2以上の段階にわたる委託を含む。)等に係る契約において、前号に掲げる事項

3 正会員は、事業型ファンドの私募又は募集を行うに当たり、出資対象事業の全部又は主要な業務を委託等する場合には、あらかじめ、運営者との間で、次の事項を規定した契約を締結しなければならない。

○ 対象除外顧客に対しては、ファンド報告書の交付措置を除外してはどうか。

○ 自己私募・募集の規定。

- 1 前項第3号に掲げる事項
- 2 再委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）に係る契約に前項第3号に掲げる事項を規定すること

（審査）

- 第5条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、あらかじめ、別表3に定めるところにより、適正に審査を行わなければならない。
- 2 正会員は、前項の審査の結果、私募の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該事業型ファンドの私募の取扱い等を行ってはならない。

（適正な勧誘）

- 第6条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、顧客（対象除外顧客を除く。）に対して、別表4に定める情報その他の重要な情報を提供し、顧客に分かりやすく説明を行わなければならない。

（私募又は募集の取扱い等に係るモニタリング）

- 第7条 正会員は、事業者からファンド報告書が交付されたときは、遅滞なく、当該報告書に基づき事業者及び運営者の出資対象事業の状況並びに事業者による出資金及び運用財産（金銭に限る。以下同じ。）の分別管理の状況（次項及び次条において「出資対象事業の状況等」という。）について確認を行わなければならない。

○ 自己私募・募集では、事業者（＝正会員）自らが審査を行う。

- 重要な情報の提供、分かりやすい説明の徹底を図る。
- 対象除外顧客に対しては、重要な情報の提供の措置を除外してはどうか。

○ 私募又は募集の取扱い、売買の規定。

2 正会員は、次の各号に該当するときは、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は改善を求めるとともに、必要に応じて、顧客に通知しなければならない。

- 1 事業者がファンド報告書を交付しないとき
- 2 前項の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたとき
- 3 その他正会員が出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき

(私募又は募集に係るモニタリング等)

第8条 正会員は、その私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 ファンド報告書を作成し、顧客(対象除外顧客を除く。次項において同じ。)に対して、年1回以上交付すること
 - 2 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知すること
- 2 正会員は、その私募又は募集により顧客に事業型ファンドを取得させようとするときは、出資契約に前項第1号に係る事項を規定しなければならない。

○ 「ファンド報告書を交付しないとき」とは、事業者が出資契約書に定めた条件どおりに交付しない場合を想定している。

○ ファンド報告書の確認以外にも、正会員が、何らかの事情で出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときには、事業者に対する調査、改善要求とともに、顧客への通知を行うこととしてはどうか。

○ 自己私募・募集の規定。

○ 自己私募・募集業者(=正会員)は、ファンド報告書の作成により自己モニタリングが行われ、出資対象事業に重大な影響を生じる事由が認められた場合、別表2の6に基づきファンド報告書に記載する必要が生じる。

○ 自己私募・募集において、正会員が「出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったとき」とは、例えば、運営者に不正が認められた場合、事業者(=正会員)の役職員(会計担当者など)が会社に隠れて不正を行っていたことが判明した場合などを想定している。

(記録の作成、保存)

第9条 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、次の各号に掲げる記録を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 1 第5条第1項に規定する審査に係る記録(私募の取扱い等の適否の判断に使用した資料及び情報を含む。) 出資契約の終了の日から3年
- 2 第7条に規定する事業者への確認、調査、改善及び顧客への通知に係る記録 出資契約の終了の日から3年
- 3 前条第1項第1号に規定するファンド報告書の作成及び交付に係る記録(当該作成に使用した資料及び情報を含む。) 出資契約の終了の日から3年
- 4 前条第1項第2号に規定する調査、改善及び顧客への通知に係る記録 出資契約の終了の日から3年

付則(平成〇〇年〇〇月〇〇日)

- 1 この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この規則は、施行日以後に正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等について適用する。

○ 社内規則等の整備等については、金商法 35 条の 3 及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 1 項において、その整備が求められていることから、本規則では当該規定は設けないことかどうか。

○ 規則制定・公表から 3 ヶ月程度の準備期間を置き、施行してはどうか。

別表

(別表1) 第3条に規定する適用除外となる事業型ファンド

1. 次の事業型ファンド

- ① 商品ファンド（出資対象事業が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第5項に定める商品投資契約に基づき行われるものをいう。）
- ② 不動産ファンド（出資対象事業が、不動産特定共同事業法第2条第3項に定める不動産特定共同事業契約に基づき行われるものをいう。）
- ③ ①及び②と同一の出資対象事業を外国で行う場合であって、外国の法令の規定により当該外国において同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下同じ。）を受けているもの
- ④ 競走馬ファンド（出資対象事業が、競走用馬（競馬法第14条（同法第22条において準用する場合を含む。）の登録を受け、又は受けようとするものに限る。以下同じ。）を取得し、当該競走用馬を、匿名組合契約に基づきその相手方（特定の一の者に限る。）に出資し、競走（同法第1条第5項に規定する中央競馬又は地方競馬の競走に限る。）に出走させることを目的とするものをいう。）

【前4号以外に、次により、二種業者の判断で適用除外となるファンドを設けるか。】

- 出資対象事業の運営に関し、法令又は外国の法令の規定（以下「法令等」という。）により許可を受けるとともに、当該法令等において、投資者保護に係る一定の措置（事業型ファンドの財産と事業者又は運営者の

- P F Iに係る公共施設等運営事業に関しては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律において、国又は地方公共団体による関与・監督が認められるが、同法は、当該事業に投資する場合の投資者保護に係る定めはないことから、適用除外としないことでどうか。

固有財産の分別管理義務、投資者への定期的な運用状況の報告義務等）
が定められているもの。

2. 次の者のみを顧客とする事業型ファンド（出資契約において対象除外顧客
以外への譲渡が禁止されたものに限る。）

- ① 適格機関投資家
- ② 国
- ③ 日本銀行
- ④ 地方公共団体
- ⑤ 金融商品取引業者（①に該当する者を除く。）
- ⑥ ファンド資産運用等業者等（金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第17条の12第1項第5号に定める者をいう。）
- ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
- ⑧ 資本金の額が5000万円以上である法人
- ⑨ 純資産の額（貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）が5000万円以上である法人
- ⑩ 特殊法人、独立行政法人
- ⑪ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に定める社団をいう。）
- ⑫ 企業年金基金であって、保有資産（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第62条第2号イからトまでに掲げるものに限る。以下同じ。）の合計額が100億円以上である企業年金基金、存続

○ 対象除外顧客の範囲について、参考資料参照。

厚生年金基金（改正前厚生年金保険法第 136 条の 3 第 4 項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成 25 年厚生年金等改正法附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第 176 条第 2 項の規定による届出がされているものに限る。）、外国年金基金

- ⑬ 外国法人
- ⑭ 保有資産 1 億円以上の法人及び業務執行組合員等（金商業等府令第 233 条の 2 第 3 項 2 号で定める業務執行組合員等をいう。）として保有資産 1 億円以上である法人
- ⑮ その社員総会における議決権の総数の 4 分の 1 以上の数が国若しくは地方公共団体により保有されている公益社団法人又はその拠出をされた金額の 4 分の 1 以上の金額が国若しくは地方公共団体により拠出をされている公益財団法人であって、地域の振興又は産業の振興に関する事業を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業をいう。）とするもの
- ⑯ 外国出資対象事業持分の発行者（当該権利を有する者が適格機関投資家、出資対象事業持分の発行者、施行令第 17 条の 12 第 1 項第 1 号から第 14 号までに掲げる者又は金商業等府令第 233 条の 2 第 4 項第 1 号から第 6 号若しくは第 8 号に掲げる者である場合に限る。）
- ⑰ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が 100 分の 75 以

上であると見込まれる会社であって、⑫、⑭から⑯に定める者のためにその資産を保有し、又は運用するもの

- ⑱ 事業者又は運営者
- ⑲ 事業者又は運営者の役員又は使用人
- ⑳ 事業者又は運営者の親会社等若しくは子会社等又は当該親会社等の子会社等
- ㉑ 事業者又は運営者の業務委託先（出資対象事業に係る業務委託先に限る。）

○ 自己私募・募集では、「事業者＝正会員」。

(別表2) 第4条第2項第2号に規定するファンド報告書の記載事項

1. 対象期間中の出資対象事業の概況（運用状況の経過及び出資金の使途を含む。）
2. 対象期間における分配金及び償還金（中途解約を含む。以下同じ。）に関する次の事項
 - ① 対象期間における分配金及び償還金の有無
 - ② 対象期間における分配金及び償還金の金額
 - ③ 対象期間における一口当たりの分配金及び償還金の金額
3. 対象期間末時点における事業型ファンドの財務状況
4. 事業者及び運営者の直近の決算期の財務状況
5. 出資金及び運用財産の分別管理の状況
6. 事業計画の大幅な修正、運営者の変更、事業者及び運営者の財務状況の著しい悪化等、出資対象事業に重大な影響を生じる事由が発生した場合はその旨及びその要因

○ 自己私募・募集では、「事業者＝正会員」。

○ 6は、上記1～5にかかわらず、顧客（出資者）が事業の状況を把握し、業務運営の適切性を判断するため、重要な事由が生じた場合は、顧客に情報提供すべきと考えるがどうか。

(別表3) 第5条第1項に規定する審査事項

1. 事業者・運営者共通

(1) 事業の実在性

① 例えば、事業者及び運営者の登記事項証明書の確認、所在地の訪問、出資対象事業に必要となる契約の締結状況及び各種契約内容の確認、経営者等へのヒアリングなどに基づき、出資対象事業の実在性を確認する。

② 例えば、出資対象事業と同様の事業に係る過去の実績や事業者及び運営者における組織体制を証する資料の確認、経営者等へのヒアリング、次の(2)の財務状況などに基づき、事業者及び運営者の業務遂行能力を審査する。

(2) 財務状況

例えば、事業者及び運営者の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、金融機関等からの借入れ及び返済状況が確認できる資料などに基づき、事業者及び運営者の財務状況及び資金繰りの状況を確認する。

(3) 事業計画の妥当性

例えば、事業者の事業計画及び当該計画を裏付ける資料などに基づき、次の事項などに留意し、当該計画の妥当性を判断する。

- ① 事業計画が合理的根拠に基づいて作成されているか。
- ② 事業のリスクに関する検討が適切に行われているか。
- ③ 事業を巡る経営環境の前提（新規性、競合他社の存否等）は妥当なもの

○ 本協会「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第28条、日本証券業協会「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」別表2を参考とした。

○ 自己私募・募集では、「事業者＝正会員」。

か。

(4) 法令遵守状況・社会性

例えば、次の事項に係る資料などに基づき、事業者及び運営者の法令遵守状況及び社会性を確認する。

- ① 経営者等は法令遵守やリスク管理等に対して十分な意識を有しているか。
- ② 許認可等の手続を要する事業にあたっては、必要な手続が満たされているか。
- ③ 金商業等府令第 125 条に定める分別管理を確保するための措置が実施されているか。
- ④ 反社会的勢力への該当性及び反社会的勢力との関係の有無並びに反社会的勢力との関係排除への仕組み（暴排条項の導入等）及びその運用状況に問題は認められないか。

(5) 資金使途・妥当性

上記(3)の事業計画及び同(2)の財務状況の確認資料などに基づき、次の事項などに留意し、資金使途及び目標募集額の妥当性を判断する。

- ① 目標募集額は、事業計画及び事業者の財務状況に照らして、合理的な金額となっているか。
- ② 目標募集額及びその使途は、事業計画と整合しているか。

2. 事業者

(1) 事業者が過去1年以内に金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利により資金調達していた場合のその後の状況

例えば、過去1年以内に金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利により資金調達した事業に係る資料（契約書、請求書、注文書、領収書、インボイス、登記簿謄本、送金依頼書、通帳の写し、月次試算表、補助元帳等）などにに基づき、次の事項などに留意し、過去の資金調達が適切に運用されているかを確認する。

- ① 出資金が当初予定された用途に使用されているか。
- ② 運用財産の分別管理は適切に行われているか。
- ③ 事業が事業計画どおりに推移しているか。

(2) 適切な情報提供を行う体制

- ① 出資契約において、事業者から顧客（対象除外顧客を除く。）に対して第4条第2項第2号に定めるファンド報告書の交付が義務付けられていることを確認する。
- ② 例えば、組織図、業務分掌などに基づき、顧客及び正会員に定期的な情報提供を行うための担当者・部署、業務内容・役割が定められているかを確認する。

○ 事業者の法令遵守状況（特に出資金の費消・流用がないこと）、業務遂行能力、事業計画の立案能力等の判断要素として、過去のファンドの運営状況を確認することから、対象となるファンドは事業型ファンドに限定しないことかどうか。

○ 対象除外顧客に対しては、ファンド報告書の交付措置を除外してはどうか。

(別表4) 第6条に規定する情報提供

1. 正会員と事業者及び運営者の利害関係の状況

例えば、正会員が事業者若しくは運営者、又は事業者若しくは運営者が正会員の議決権の50%超を保有している場合、役員（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与える者に限る。）が兼務又は派遣している場合など。

2. 事業者及び運営者の財務状況

3. 資金使途及び事業計画の概要

4. 分別管理の方法（金商業等府令第92条の2第1項第1号に掲げる事項をいう。）

5. 別表3の審査により判明した具体的リスクや注意事項等

例えば、出資対象事業がレバレッジを用いる場合の当該リスク、転売や中途解約を禁止している場合の当該事項など。

6. 事業者によるファンド報告書の交付方法又は正会員が事業者の委託を受けてファンド報告書の交付を行うときはその旨

- 不祥事例には、二種業者と事業者・運営者との間に何らかの利害関係があったことから、正会員と事業者及び運営者の利害関係の状況を情報提供してはどうか。
- 自己私募・募集では、「事業者＝正会員」。
- 資金使途及び分別管理の方法は、事業型ファンドの場合、契約締結前書面の記載事項（金商業等府令第92条の2第1項第4号、同項第1号）であるが、投資者が投資判断を行ううえで重要な情報であることから、重ねて顧客への情報提供項目としてはどうか。
- 事業計画は、出資対象事業によっては、売上げ等の精緻な予測が困難な事業もあるため、事業計画の概要としたがどうか。

以上

参 考

対象除外顧客の範囲

平成 29 年 3 月 27 日
第二種金融商品取引業協会

※ 「法」…金融商品取引法、「令」…金融商品取引法施行令、「定義府令」…金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
「業府令」…金融商品取引業等に関する内閣府令

本規則の対象除外顧客	(参考) 適格機関投資家等特例業務の対象投資家	(参考) 特定投資家
① 適格機関投資家	① 適格機関投資家 (法 63 条 1 項)	適格機関投資家 (法 2 条 31 項 1 号)
② 国	② 国 (令 17 条の 12 第 1 項 1 号)	国 (同 2 号)
③ 日本銀行	③ 日本銀行 (同 2 号)	日本銀行 (同 3 号)
④ 地方公共団体	④ 地方公共団体 (同 3 号)	特殊法人・独立行政法人 (同 4 号、定義府令 23 条 1 号)
⑤ 金融商品取引業者	⑤ 金融商品取引業者等 (同 4 号)	投資者保護基金 (同 2 号)
⑥ ファンド資産運用等業者	⑥ ファンド資産運用等業者 (同 5 号)	預金保険機構 (同 3 号)
⑦ 上場会社	⑦ 上場会社 (同 7 号)	農水産業協同組合貯金保険機構 (同 4 号)
⑧ 資本金 5000 万円以上の法人	⑧ 資本金 5000 万円以上の法人 (同 8 号)	保険契約者保護機構 (同 5 号)
⑨ 純資産額 5000 万円以上の法人	⑨ 純資産額 5000 万円以上の法人 (同 9 号)	特定目的会社 (同 6 号)
⑩ 特殊法人、独立行政法人	⑩ 特殊法人・独立行政法人 (同 10 号)	上場会社 (同 7 号)
⑪ 特定目的会社	⑪ 特定目的会社 (同 11 号)	資本金の額が 5 億円以上であると見込まれる株式会社 (同 8 号)
⑫ 投資性金融資産が 100 億円以上と見込まれる企業年金基金・存続厚生年金基金・外国年金基金	⑫ 投資性金融資産が 100 億円以上と見込まれる企業年金基金・存続厚生年金基金・外国年金基金 (同 12 号、15 号、業府令 233 条の 2 第 4 項 2 号、3 号)	金融商品取引業者、特例業務届出者である法人 (同 9 号)
⑬ 外国法人	⑬ 外国法人 (令 17 条の 12 第 1 項 13 号)	外国法人 (同 10 号)

本規則の対象除外顧客	(参考) 適格機関投資家等特例業務の対象投資家	(参考) 特定投資家
⑭ 投資性金融資産が1億円以上と見込まれるファンドの業務執行組合員である法人	⑭ 投資性金融資産1億円以上と見込まれる法人、当該資産が1億円以上と見込まれるファンドの業務執行組合員である個人・法人(同14号、業府令233条の2第3項イ)	
⑮ 国又は地方公共団体が4分の1以上議決権を保有する公益社団法人等	⑮ 国又は地方公共団体が4分の1以上議決権を保有する公益社団法人等(令17条の12第1項15号、業府令233条の2第3項ロ、同条4項4号)	
⑯ 外国の組合理型ファンド	⑯ 外国の組合理型ファンド(同7号)	
⑰ 上記⑫、⑭～⑯の資産管理会社	⑰ 上記⑫、⑭～⑯、⑳の資産管理会社(同6号、8号)	
⑱ 事業者又は運営者		
⑲ 事業者又は運営者の役員・使用人	⑱ 当該特例業者の役員・使用人(令17条の12第1項6号、業府令233条の2第1項1号)	
㉑ 事業者又は運営者の親会社等・子会社等・兄弟会社	⑲ 当該特例業者の親会社等・子会社等・兄弟会社(同2号)	
㉒ 事業者又は運営者の業務委託先	㉒ 当該特例業者の運用委託先(同3号)	
	㉑ 投資性金融資産が1億円以上と見込まれ、証券口座を開設して1年以上経過している個人(令17条の12第1項14号、業府令233条の2第3項イ)	
	㉒ 上記⑤、⑦～⑨の子会社・関連会社(同5号)	
	㉓ 当該特例業者の投資助言委託先(令17条の12第1項6号、業府令233条の2第1項4号)	
	㉔ 上記⑲、㉑、㉓の役員・使用人(同5号)	
	㉕ 当該特例業者、⑱、㉔の三親等以内の親族(同6号)	